

北方領土サポーター登録制度実施要領

(目的)

第1条 北方領土の元島民の高齢化が進み、北方領土返還要求運動の次世代への継承が急務となっているなか、返還要求運動に若い世代の参加を拡大するとともに、運動を牽引していく人材の育成を図ることを目的に、次のとおり北方領土サポーターの登録及び認証に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 北方領土サポーターとは、北方領土返還要求運動に積極的に取り組む意欲のある道内の中学生及び高校生であって、この要領に基づき、北海道が北方領土サポーターとして登録した者及び北方領土サポーターとして登録後、その登録期間を延長した23歳未満の者をいう。

(対象者)

第3条 北方領土サポーターの対象者は、登録時、道内の中学校、義務教育学校の中学校課程、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の中等部及び高等部に在籍している者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道や関係団体等が行った北方領土返還要求運動に関する取組に参加 ((例)「北方領土の日」ポスター・コンテストへの応募、高校生弁論大会への応募等) したことがある者
- (2) 北方四島交流北海道推進委員会または(独)北方領土問題対策協会が実施する北方四島交流事業に参加したことがある者
- (3) 北方領土返還要求運動に積極的に取り組む意欲のある者

(登録期間)

第4条 北方領土サポーターの登録期間は、登録時から18歳に達する日の属する年度末までとする。ただし、本人から北方領土サポーターの継続を希望する申出があった場合は、23歳に達する日の前日まで、登録期間を延長することができるものとする。

(活動内容)

第5条 北方領土サポーターは、次の活動を行う。

- (1) 道や関係団体が行う啓発活動への参加
- (2) その他、啓発活動の企画及び実施

(道の役割)

第6条 道は、北方領土サポーターが円滑に活動できるようにするため、次の役割を担う。

- (1) 道や関係団体などが行う啓発活動の予定や実績に関する情報の提供
- (2) 北方領土に関する情報の提供
- (3) 啓発活動への参加等に係る関係団体との調整
- (4) 北方領土サポーターとしての活動を社会貢献活動として認証

(登録)

第7条 道は、第3条に該当する者から提出された北方領土サポーター登録申込書(様式1)に基づき、北方領土サポーターとして登録し、北方領土サポーター登録台帳(様式2)を作成し、保管するものとする。

- 2 北方領土サポーターに登録された者は、転居等により前号の登録内容に変更があった場合は、北方領土サポーター登録内容変更届出書(様式3)により、道に届けなければならない。
- 3 道は、北方領土サポーターに対し、北方領土サポーター登録証(様式4)を交付するものとする。

(登録の削除)

第8条 道は、北方領土サポーターが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を削除する。

- (1) 第4条に規定する登録期間を超えたとき
- (2) 北方領土サポーター登録削除申請書（様式5）が提出されたとき
- (3) 道に著しく不利益を及ぼす行為のあったとき

(登録の延長)

第9条 第4条に規定する登録期間の延長を希望する者は、その期間の満了日までに、北方領土サポーター登録期間延長申請書（様式6）を提出しなければならない。

(社会貢献活動の認証)

第10条 道は、真摯かつ継続的に北方領土サポーターとしての活動に取り組んだ者について、進学及び就職活動などを支援するため、申請によりその功績を認証するものとする。

- 2 認証の対象となる者は、次の全てに該当する者とする。
 - (1) 北方領土サポーターとして1年以上登録されており、6回以上の活動実績を有する者
 - (2) 北方領土サポーターまたは北方領土サポーターの登録削除後3年以内の者
- 3 認証を希望する者は、道に北方領土サポーター活動認証申請書（様式7）を提出するものとする。
- 4 認証を希望する者は、第2項(1)における活動実績が、北海道、独立行政法人北方領土問題対策協会、公益社団法人北方領土復帰期成同盟及び公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟が実施する活動以外のものである場合、その実績を確認できる資料を提出するものとする。
- 5 道は、前項の規定に関わらず、第3項の認証申請書を受理するに当たり、必要に応じ、当該認証対象者の実績があつたことを確認できる資料の提出を求めることができる。
- 6 道は、第3項の認証申請書の提出を受けた場合、当該認証対象者が真摯かつ継続的に北方領土サポーターとして活動をしたかどうかについて審査を行い、その功績の認証の可否を決定するものとする。
- 7 道は、前項の審査により認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、北方領土サポーター活動認証状（様式8）を交付するものとする。
- 8 道は、第6項の審査により認証しないことを決定した者に対して、北方領土サポーター活動審査決定通知書（様式9）を交付するものとする。
- 9 道は、被認証者の求めに応じて、進学及び就職活動時などに学校及び企業等に提出するために必要となる範囲において、北方領土サポーター活動認証証明書（様式10）を隨時交付するものとする。
- 10 前項の申請は、北方領土サポーター活動認証証明書交付申請書（様式11）により行うものとする。

附則 この要領は、令和元年6月5日より施行する。

(様式 1)

北方領土サポーター登録申込書

年 月 日

北海道知事 様

下記のとおり、北方領土サポーターへの登録を申し込みます。

記

【登録内容】

(ふりがな) 氏 名	
学校名	
学 年	
生年月日 (年齢)	(平成・西暦) 年 月 日 (歳)
住 所	〒 -
電話番号	() -
E-mail	

【これまでに参加した北方領土に関する取組】

【保護者の同意書】

上記の者が、北方領土サポーターへ登録することを承諾します。

(保護者)

住所

氏名

印

※ 保護者の氏名は自筆署名とし、押印をお願いします。

(様式2)

北方領土サポート登録台帳

(様式3)

北方領土サポーター登録内容変更届出書

年 月 日

北海道知事様

登録番号	
氏名	

下記のとおり、北方領土サポーターの登録内容を変更願います。

記

【変更内容】

(ふりがな) 氏名	
学校名	
学年	
住所	〒 一
電話番号	() 一
E-mail	

※ 変更したい項目のみ、変更後の内容を記載してください。

(届出先)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

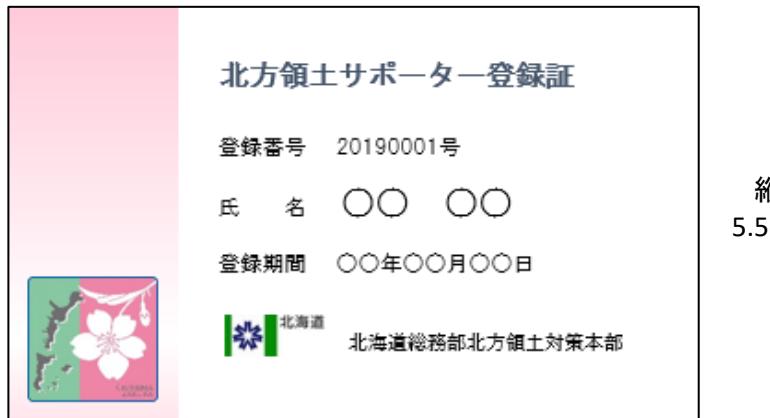
北海道総務部北方領土対策本部

TEL: 011-204-5069 FAX: 011-232-1780

北方領土サポーター登録証

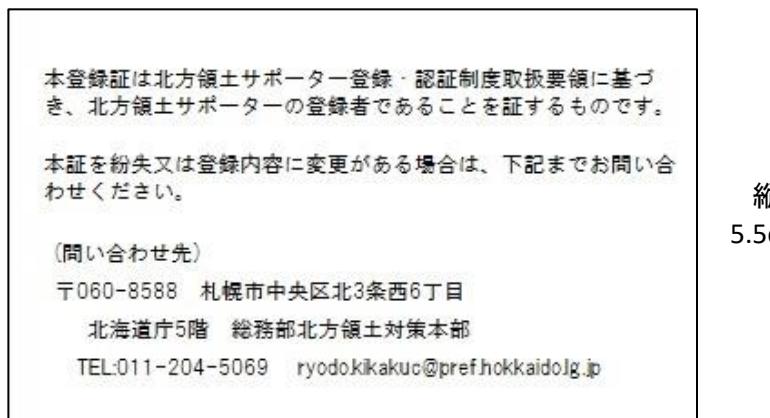
・サポーター登録証(表)

横 9.1cm



・サポーター登録証(裏)

横 9.1cm



・登録番号について

4桁(登録年(西暦))+4桁(当該年の登録人数(登録日順、五十音順))

2019 0001 号
↑ ↑
登録年(西暦) 人数(登録日順、五十音順)

(様式 5)

北方領土サポーター登録削除申請書

年 月 日

北海道知事 様

登録番号	
氏 名	

下記のとおり、北方領土サポーターの登録の削除を申請します。

記

1 登録番号

2 削除申請の理由（※自由記載）

(届出先)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部北方領土対策本部

TEL: 011-204-5069 FAX: 011-232-1780

(様式 6)

北方領土サポーター登録期間延長申請書

年 月 日

北海道知事 様

登録番号	
氏 名	

下記のとおり、北方領土サポーターの登録期間の延長を申請します。

記

1 登録番号

2 現在の登録期間

年 月 日

3 延長後の登録期間

年 月 日 (現在の登録期間の 4 年後)

(届出先)

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道総務部北方領土対策本部
TEL : 011-204-5069 FAX : 011-232-1780

(様式 7)

北方領土サポーター活動認証申請書

年 月 日

北海道知事 様

登録番号	
氏名	

私は、真摯かつ継続的に北方領土サポーターとして、北方領土返還要求運動に取り組んできました。この経験を今後の進学（職業）に活かしたいと考えおりますので、下記により、北方領土サポーターとしての活動を認証してくださるようお願いいたします。

記

1 申請者

(1) 氏名

(2) 生年月日（年齢）

(3) 住所

(4) 連絡先

2 主な活動実績（※ 日時、場所、活動内容を詳細に記載してください）

3 北方領土サポーター活動認証証明書の必要枚数

（※ 併せて北方領土サポーター活動認証証明書の交付を希望する場合、必要枚数を記載してください）

（届出先）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部北方領土対策本部
TEL: 011-204-5069 FAX: 011-232-1780

北方領土サポーター活動認証状

○○ ○○ 様

あなたは、北方領土サポーターとして、真摯かつ継続的に北方領土返還要求運動に取り組み、顕著な実績を収め、社会に多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。

(活動内容)

年 月 日

北海道知事

印

(様式9)

北方領土サポーター活動審査決定通知書

年 月 日

○○ ○○ 様

北海道知事

年 月 日付で、申請のあった北方領土サポーター活動の認証について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

記

1 申請者

(1) 氏名

(2) 登録番号

(3) 生年月日 (年齢)

(4) 住所

(5) 連絡先

2 認証しないこととした理由

北方領土サポーター活動認証証明書

下記の者は、北方領土サポーターとして、真摯かつ継続的に北方領土返還要求運動に取り組み、顕著な実績を収め、社会へ多大なる貢献したことにより、北方領土サポーター登録制度により認証を受けた者であることを証します。

記

(氏名)

(生年月日) 年 月 日

(活動内容)

年 月 日

北海道知事

(印)

(様式 11)

北方領土サポーター活動認証証明書交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

登録番号	
氏 名	

私は、北方領土サポーター登録制度により認証を受けているので、進学（就職活動）に活用するため、
北方領土サポーター活動認証証明書を交付していただきますようお願いします。

記

1 認証年月日

2 必要枚数

(届出先)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部北方領土対策本部

TEL: 011-204-5069 FAX: 011-232-1780